

環政第2732号
平成16年11月15日

金沢市長山出保様
(金沢市環境総務課扱い)

石川県知事谷本正憲

金沢市西部クリーンセンター新工場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの意見について

平成16年7月2日に送付された標記の環境影響評価方法書について、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第207条第1項の規定により、別紙のとおり意見を述べます。

金沢市西部クリーンセンター新工場建設事業 に係る環境影響評価方法書に対する意見

金沢市西部クリーンセンター新工場建設事業に係る環境影響要因の抽出、環境影響評価項目の選定及び調査・予測・評価の方法については、環境影響評価技術指針に沿っており、おおむね妥当である。

しかしながら、調査等について下記の点に留意され、環境保全に万全を期されたい。

記

1 全般的な事項

- (1) 標記の新工場に導入する焼却施設の処理方式の選定及び機種選定に当たっては、できるだけ環境負荷の少ないものとするとともに、安全に配慮したものとするよう十分に検討すること。
- (2) 当該施設が、廃熱回収、排水の再利用及び焼却残渣の再資源化等、エネルギーの有効利用を図れる施設となるよう検討すること。
- (3) 環境影響評価を行う過程において新たな事情が生じたときは、必要に応じ、調査等の項目及び手法を見直し、追加調査、予測及び評価を行う等適切に対応すること。
- (4) 環境保全措置については、実行可能な範囲において、複数案の比較検討や、より良い技術の導入を検討すること。
- (5) 予測・評価の時点までに設備方式が決まらない場合には、予測項目ごとに最も条件が厳しい設備で予測・評価する必要があり、環境影響の範囲が隣接市町に及ぶ可能性がある場合、隣接市町も含めて調査、予測、評価を実施すること。

2 個別事項

(1) 大気関係

施設の主風向側にある金沢市西南部測定局を調査地点に含めること。

(2) 騒音関係

環境騒音は等価騒音レベルだけでなく、騒音計の指示値の最大値及び測定値の90%レンジ上端値を含めること。

また、低周波騒音については、技術指針に盛り込まれていないが、G特性音圧レベル及び1／3オクターブバンド音圧レベルを測定するのが望ましい。

(3) 悪臭関係

① 特定悪臭物質の調査地点を敷地境界等5地点としているが、煙突の排出口での特定悪臭物質濃度測定を追加すること。

また、参考までに下水道への排出水の特定悪臭物質濃度も測定するのが望ましい。

② 臭気指数・強度の調査地点は敷地境界等5地点としているが、参考までに煙突の排出口、下水道への排出水を実施するのが望ましい。

(4) 水質汚濁関係

工事中の土工事等に伴う水の濁りの予測及び評価については、仮設沈砂槽の設置による効果を予測するなど、具体的な低減策に基づき行うこと。

(5) 地盤沈下関係

地下水揚水量が大幅に増大しないよう、焼却施設の機種選定等の際に配慮するなどの対策を講ずること。

(6) 土壤汚染関係

調査地点は敷地1地点、敷地外2地点としているが、県又は金沢市が近くで実施している調査結果も参照すること。

また、敷地内で環境基準を超過した結果が得られた場合は、その地点の深さ方向の追加調査、周辺調査もあわせて実施すること。

なお、土壤のサンプリングに当たっては、土地の履歴が明らかな場所を選定すること。

(7) 水利用関係

① 当該施設では地下水を利用することから、水利用の状況を調査しているが、周辺観測井戸の地下水位など、水位の変化も併せて調査すること。

② 月1回水利用の現況を調査するとしているが、予測・評価するためは、周辺観測井戸の地下水位の継続監視結果を含めて実施すること。

(8) 動物・植物関係

動植物の生育・生息環境に配慮し、土地の改変や樹木の伐採等は必要最小限とすること。

(9) 温室効果ガス関係

施設稼働後は現況の施設からの排出量と比較することにより排出抑制の効果を評価すること。

(10) その他

周辺緑地との連続性を考慮し、緑化計画を策定すること。

なお、植栽等については現在予定地内にある植物等は可能な限りその場で活用し、新たに植えるものについても地域の植生に配慮することが望ましい。